

「独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」 新旧対照表

下線部が変更箇所

改 定 後	現 行
独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方	独占禁止法第十一条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方
平成14年11月12日 公正取引委員会	平成14年11月12日 公正取引委員会
改定 平成18年 4月27日	改定 平成18年 4月27日
改定 平成18年 5月 1日	改定 平成18年 5月 1日
改定 平成19年 9月30日	改定 平成19年 9月30日
改定 平成22年 1月 1日	改定 平成22年 1月 1日
改定 平成26年 4月 1日	改定 平成26年 4月 1日
改定 令和 元年10月15日	改定 令和 元年10月15日
改定 令和 3年11月22日	改定 令和 3年11月22日
改定 令和 4年11月 1日	改定 令和 3年11月22日
(略)	(略)
第1 (略)	第1 (略)
1 銀行又は保険会社が他の銀行又は保険会社と合併等することにより他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、合併等の効力が生ずる日までに5%を超える部分の議決権を処分しなければならない。ただし、以下の(1)から(3)までのいずれかに当たる場合には、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限(注2)を付して認可することとする。	1 銀行又は保険会社が他の銀行又は保険会社と合併等することにより他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、合併等の効力が生ずる日までに5%を超える部分の議決権を処分しなければならない。ただし、以下の(1)から(3)のいずれかに当たる場合には、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限(注2)を付して認可することとする。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(注2) 一定の期限については、上記(1)から(3)までの事項等の個別の事項を考慮して検討するが、この期限までの期間は5年を限度とし、この期間が1年を超える場合には、原則として中間期まで(中間期までの期間が1年以下の場合は1年以内)にその保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分の2分の1以上に相当する株式を	(注2) 一定の期限については、上記(1)から(3)等の個別の事項を考慮して検討するが、この期限までの期間は5年を限度とし、この期間が1年を超える場合には、原則として中間期まで(中間期までの期間が1年以下の場合は1年以内)にその保有等する株式発行会社の議決権のうち5%を超える部分の2分の1以上に相当する株式を処分するも

改定後	現行
<p>処分するものとする。</p> <p>2 (1) 銀行が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下のアからウまでの全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</p> <p>ア 銀行法（昭和56年法律第59号）第16条の2第1項第13号に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</p> <p>イ 銀行等（銀行又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第16条の8各号に掲げる者をいう。）による人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀行法第16条の2第1項第13号の計画を作成している会社</p> <p>ウ <u>イの計画について、銀行法施行規則第17条の2第6項第9号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定している会社</u></p> <p>(2) <u>保険会社が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下のアからウまでの全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の10%超の議決権を保有等することとなる場</u></p>	<p>のとする。</p> <p>2 銀行が他の国内の会社（上場されている株式の発行者である会社以外の会社であって、以下の(1)から(3)の全てに当たる会社に限る。）の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等することとなる場合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</p> <p>(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第16条の2第1項第13号に規定する内閣府令で定める会社として、銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第17条の2第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</p> <p>(2) 銀行等（銀行又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第16条の8各号に掲げる者をいう。）による人的又は財政上の支援その他の当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む銀行法第16条の2第1項第13号の計画を作成している会社</p> <p>(3) (2)の計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定している会社</p> <p>ア 官公署</p> <p>イ 商工会又は商工会議所</p> <p>ウ ア又はイに準ずるもの</p> <p>エ 弁護士又は弁護士法人</p> <p>オ 公認会計士又は監査法人</p> <p>カ 税理士又は税理士法人</p> <p>キ <u>銀行法施行規則第17条の2第6項第9号トの会社</u> (新設)</p>

改 定 後	現 行
<p><u>合には、原則として、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注3）を付して認可することとする。</u></p> <p><u>ア 保険業法（平成7年法律第105号）第106条第1項第14号に規定する内閣府令で定める会社として、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号）第56条第6項に規定する会社（同項第10号に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>イ 保険会社及び銀行等（保険業法第27条の登録を受けた生命保険募集人である保険業法施行令（平成7年政令第425号）第39条各号に掲げる者をいう。）による人的な又は財政上の支援その他の当該保険会社及び当該銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む保険業法第106条第1項第14号の計画を作成している会社</u></p> <p><u>ウ イの計画について、保険業法施行規則第56条第6項第9号イからトまでのいずれかに該当するものが関与して策定している会社</u></p> <p>（注3）一定の期限までの期間は、原則として3年（株式発行会社が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として10年）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)までの点を考慮して、個別に検討することとする。</p> <p>3 投資事業有限責任組合は、通常、投資先の成長発展等を支援することを通じて自らキャピタルゲインを得ることを目的としていることから、申請会社が投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得又は所有（以下「所有等」とい</p>	<p>（注3）一定の期限までの期間は、原則として3年（株式発行会社が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者の場合は原則として10年）を限度として認可することとし、その限度を超える期間の認可の可否については、下記5(1)から(3)を考慮して、個別に検討することとする。</p> <p>3 投資事業有限責任組合は、通常、投資先の成長発展等を支援することを通じて自らキャピタルゲインを得ることを目的としていることから、申請会社が投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得又は所有（以下「所有等」とい</p>

改 定 後	現 行
<p>う。) することにより、他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等する場合（当該議決権を有することとなった日から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「施行令」という。）第17条で定める期間を超えて当該議決権を保有しようとする場合に限る。）であって、次の(1)から(3)までの全てに当たる場合には、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注4）を付して認可することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 上記1から4までに該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>う。) することにより、他の国内の会社の総株主の議決権の5%超の議決権を保有等する場合（当該議決権を有することとなった日から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「施行令」という。）第17条で定める期間を超えて当該議決権を保有しようとする場合に限る。）であって、次の(1)から(3)の全てに当たる場合には、法第11条第1項ただし書の規定により一定の期限（注4）を付して認可することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 上記1から4に該当しない申請については、次の点を考慮して、個別に認可の可否を検討することとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>